

川口市介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（特定福祉用具販売を除く。）及び同条第14項に規定する地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（特定介護予防福祉用具販売を除く。）及び同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を利用する被保険者の利用者負担額の一部を補助することにより、介護保険の利用促進を図り、もって被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付手続きは、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第3条 利用者負担額の一部の補助を受けることができる者は、(1)(2)の要件を満たす者のうち(3)(4)(5)のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 生活保護の被保護者でない者
- (2) 法第66条、第67条、第68条及び第69条の規定により、保険給付の制限等を受けていない者
- (3) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号イに該当する者
- (4) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が市町村民税世帯非課税者で、かつ、居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の者
- (5) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が市町村民税世帯非課税者で、かつ、前号に該当しない者

(補助金額)

第4条 利用者負担額に係る補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 前条第3号に該当する者 利用者負担額に10分の7を乗じた額
- (2) 前条第4号及び第5号に該当する者 利用者負担額に10分の3を乗じた額

2 法第51条に規定する高額介護サービス費、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費又は法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下この項において「高額介護サービス費等」という。）が支給される者に係る利用者負担額は、当該高額介護サービス費等（別に定めるところにより算定する当該者に係る居宅サービス等に相当するものに限る。）を控除した後の額とする。

(申請書等の様式)

第5条 補助金の交付の申請及び決定を行うときは、規則第5条第1項及び第8条の規定にかかわらず、次に掲げる様式を使用するものとする。

(1) 規則第5条第1項の補助金の交付の申請 様式第1号の申請書

(2) 規則第8条の補助金の決定の通知 様式第2号の通知書

(交付時期)

第6条 補助金の交付時期については、規則第14条の規定にかかわらず、補助金の交付決定後、速やかに交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第1条に規定する利用者負担額には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定による改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロのうち利用者負担割合が予防給付と同様の事業に係る被保険者の利用者負担額を含むものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月サービス提供分以前のもものは、従前の規定を適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。